

**第 2 回愛知目標達成のための侵略的外来種リスト作成に向けた  
植物ワーキンググループ会合（平成 26 年 2 月 13 日開催）  
においての特に検討が必要な意見と対応案**

| 意見   | 事務局見解（対応案）  | 対応状況           |
|--|---|----------------|
| <p>&lt;侵略性の考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵略性をどう考えるのか。自然の攪乱が減少するなどの環境の変化に伴って増えるような外来種を侵略的というのか。</li> <li>・河川など外来種が入りやすい空間にも関わらず管理されていないという問題があり、こうしたことについてはリストができて解決しない。</li> </ul> | <p>本リストではそうした現在の環境の変化に伴って侵略性を発揮しやすくなっているものも含め、注意喚起のために掲載することとしたい。</p> <p>生態系管理の観点からの外来種対策については行動計画にも記載しているところであり、普及啓発においてもご指摘の問題意識については留意したい。</p>                             |                |
| <p>&lt;掲載種の趣旨について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まん延期のものについては何に被害を与えるのか、守る対象を念頭に置いて作業を進める必要があるのではないか。</li> <li>・侵略性の発揮には、場所・ハビタットの要素がある。</li> </ul>                                     | <p>全ての種に対して場所やハビタットを限定的に示すことは、それ以外の地域では対応は全く不要であるというような誤解を生む可能性があるため、控えることとしたい。</p> <p>ただし、高山、湿地、池沼など脆弱な環境で特に影響を及ぼし、対策を行うことが望ましい外来種としてグループに分けてじょうほうていきょうすることもあわせて行うこととする。</p> | 資料 7-1、7-3、リスト |
| <p>&lt;リストの構造について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有用植物を扱う枠組みがリストの構造の中でどう整理されるのか。</li> <li>・いろいろな農作物は産業利用のグループにいれるべきではないか。</li> </ul>   | <p>産業並びに生業の維持又は公益性において重要で、代替性がなく利用されているものについて「適切な管理が必要な産業上重要な外来種」とし、構造を整理した。</p> <p>このグループの中には牧草・緑化植物等のほか、果樹等の農作物についても含めることとした。</p>   | 資料 7-1、資料 7-3  |
| <p>&lt;普及等について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（緑化植物など）リスト掲載種は一般の人が使うわけではない。国土交通省など省庁間で意見をあわせて実施をすれば解決する問題である。</li> </ul>  | <p>行動計画は国土交通省も含めて策定を進めているところであり、引き続き関係省庁と連携して取り組んでいきたい。</p>   |                |

|  |  |                   |
|--|--|-------------------|
| <p>&lt;国内由来の外来種について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国内由来の外来種については、地域によっては野生で生育しており、天然記念物になっているものもある。誤解のないよう丁寧な説明が必要。</li> <li>「高山に入ったオオバコ」など種名の前に何かつけるとよいのではないか。</li> </ul>   | <p>国内由来の外来種については、リスト案において種名の中で場所や環境等とあわせて表示をすることとした。</p>   | <p>リスト</p>        |
| <p>&lt;対策優先種について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>掲載種が多く、侵略的外来種の重大性が見えづらい。全部対策を行うことはできない。対策優先種にするものを追加すべき。</li> <li>定着初期は基本的には対策すべき種になるが、まん延期、分布拡大期などは部分的な対策をとることになるのではないか。</li> <li>対策費がかかっているが生態系被害が甚大なので対策が必要だというものも対策優先種にし、対策を正当化することも必要ではないか。</li> <li>対策優先種とは何かについてもう少し理解を共有し、選定していくことが必要ではないか。</li> </ul> | <p>対策優先種については、特に地方公共団体等の各主体においてもそれぞれ対策をとっていただきたいものであり、それをわかりやすくするという趣旨から絞りこんで選定したい。</p> <p>また、まん延期の種など限定的な対策となるものについては「限定対策種」というグループを設けることとし、対策優先種とともに、どのような場合に対応が必要かも含めて整理した。</p> | <p>資料 7-1、7-3</p> |